



### ◇『私が伝えたいこと』

副本部長・広報委員長 中村 克敏  
〔城東支部 株中彦運送〕



ロジスティクス研究会広報委員長を仰せつかっております中村です。平素は、ロジ研機関紙「ひびき」をご愛読いただきまして誠にありがとうございます。

早いもので、暦の上では冬を迎えました。北海道は高い山々で雪の便りが聞こえ、本州においても、木々が赤や黄色に染まる紅葉の季節になりました。

いつ収束するか不安を抱いていたコロナ禍も、ワクチン接種のおかげでしょうか、現在は小康状態になってきています。

緊急事態宣言も解除され、人々も開放されたように街中にあふれ出していますが、以前との違いは、マスク着用が当たり前のようになり、すっかり日常の必需品、風景になったことでしょうか。

では、我々業界はと言いますと、コロナ感染拡大で大変厳しい状況乗り越えなければならぬ事業者の方が多くいる中で、トラック業界にとって大きな痛手である、燃料の高騰が続いています。この燃料価格が高騰している今こそ「トリガー条項」を発動すべきです。「トリガー条項」とはガソリン価格が160円/ℓを超えた際、上乘せされている特例税率を停止する措置ですが、現在、東日本大震災の復興財源に充当するために凍結されています。凍結を解除することで25.1円/ℓ価格が下がります。まずはコロナ経済対策として凍結を解除すべきではないでしょうか？

また、トラック運送事業者は荷主や元受けに対して、燃料サーチャージの交渉をしてほしいと担当各省からの通達がありました。しかし、「燃料サーチャージ制度」があることは理解していても、この制度自体が浸透しておらず、発動の機運も高まっていないのが現状です。

新型コロナウイルスが業界にもたらした影響は単純なものではありません。

With・After コロナ時代を生き残るには、我々業界はどのようにしていくべきか戸惑いを感じている仲間も多いと思います。運送業界とはいえ扱う荷物は多種多様であり、コロナ禍においても、仕事が減った運送業者、影響を受けなかった運送業者、新たな事業を始めた運送業者等、運送業界をひとくりに出来ず、まさに「異業種」団体である事を再認識した次第です。With・After コロナ時代を生き抜く「業」を業界全体で考え、我々東京都トラック協会ロジスティクス研究会としても、次世代への繋ぎ役として、協会、そして業界を牽引していく役割を果たさなければならぬと思います。

さて、協会職員同様に、我々会員の為に従事をしてくださいました派遣職員の皆様、年内までに協会を退職されることとなりました。特にわがままなロジ研のおじさま達に、懇切丁寧に接していただいた派遣職員の皆様に、感謝を申し上げますとともに、皆様の今後のご活躍を心よりご祈念申し上げます。

いつまでもお元気で、ありがとうございました。

### ◇スケジュール《○ロジ研行事予定》

- 12/6(月) 15:00～ 正副本部長会議 (東ト総合会館7階大会議室・Web 併用)
- " 15:30～ 物流政策勉強会 ( " )
- 12/10(金) 16:00～ 三組織連絡会 (東ト総合会館6階中会議室・Web 併用)

※今年度の「ロジ研忘年会」について、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点より、開催中止といたしました。

### 「標準的な運賃」への変更届出はお済みでしょうか！！

国土交通省は昨年4月、トラック運送事業における適正な運賃・料金の収受の目安として、「標準的な運賃」の告示を行いました。  
○ 標準的な運賃は①トラックドライバーの労働条件を改善するとともに、②一般貨物自動車運送事業の健全な運営を確保し、その担う貨物流通の機能の維持向上を図ることを目的として能率的な経営の下における適正な原価と適正な利潤を基準として、国土交通大臣が望ましい水準の運賃を示すものです。

○ 標準的な運賃は、適正な原価(変動費・固定費)に、適正な利潤を加えることにより算出し、割増料や諸料金は、運賃とは別に収受することとしています。

○ この「標準的な運賃」は、令和5年度末までの時限措置とされており、残り2年4か月余りです。標準的な運賃への変更届出を行い、景気回復などを見据えて取引先等の運賃交渉に備えておくことが肝要です。また、将来的に国に対する制度の延長要望をする場合に運賃料金変更届出の割合が低い状況にあれば、延長の必要性が疑問視され延長が困難となることも予測されますので、変更届出を行っていただきますよう、お願いいたします。

なお、東ト協連が10月25日に発表した運賃動向調査結果によれば、8割以上が現在収受している運賃・料金については「低い」と回答、この低いと回答した半数弱が現在収受している運賃・料金よりも「10～14%増し」と回答しています。

「標準的な運賃」を活用するためには・・・運賃・料金の変更届出を行う必要がありますが、令和5年度末までであれば至って簡単に済ませることができます。この期限を経過すると多くの書類作成が必要となります。

以下の3つの書類を作成し、関東運輸局長あて(東京運輸支局3階)に3部提出します。また、これらの届出様式は全日本トラック協会HPからも入手することができます。

「運賃料金変更届出書」+「国土交通省平成11年運賃料金適用方に準拠した貸切運賃料金適用方」(具体的な適用ルール)+「燃料サーチャージ」その他ご不明な点は、東ト協業務部(TEL:03-3359-3618)までお問合せください。

### 【退職のごあいさつ】

ロジ研中村広報委員長のご厚意により、ひびきの紙面をお借りしまして退職のごあいさつをさせていただきます。

約4年間、東ト協教育研修グループに派遣スタッフとして所属し、様々な業務の中でも特にロジ研事務局を全力でサポートさせていただきました。ロジ研の皆様は自由で豪快で、何度となく対応に苦慮することもありましたが、それでも派遣の私に対して皆様優しく接して下さり、楽しくお仕事させていただいて、今後ロジ研に関わる事が出来なくなるのが本当に残念でなりません。今日まで続けてこられたのもロジ研の皆様のお力添えあってこそと感謝いたしております。

これまで何かと至らぬ点多々あったかと思いますが、沢山の方々に支えられて多くのことを学ばせていただきました。今後ここでの経験を活かして頑張っていきたいと思っております。

最後になりましたが、皆様の益々のご活躍を心よりお祈り申し上げます。今まで本当にありがとうございました。

後藤 麗

